

平成24年度 第1回

大阪府都市計画審議会
会議録

【 抜 粋 】

日 時：平成24年11月8日（木）

午後2時～午後3時10分

場 所：大阪市中央区大手前二丁目1番7号

大阪赤十字会館3階 301号室

平成24年度 第1回大阪府都市計画審議会委員名簿

番号	資格	氏名	職名	出欠	備考
1	学識経験の者 あ る	岡田 憲夫	熊本大学教授	出	会長
2		小林 潔司	京都大学教授	欠	会長代理
3		松室 猛	地方行政研究会会長	出	
4		児島 亜紀子	大阪府立大学教授	出	
5		溝畑 朗	大阪府立大学教授	出	
6		嘉名 光市	大阪市立大学准教授	欠	
7		荻田 緋佐子	大阪商工会議所女性会参与兼常任委員	出	
8		西村 多嘉子	大阪商業大学教授	欠	
9		赤津 加奈美	弁護士	出	
10		井川 勝巳	大阪府農業会議会長	出	
11		増田 昇	大阪府立大学教授	出	
12		松村 暢彦	大阪大学准教授	欠	
13	関係行政機関 の 職 員	小栗 邦夫	近畿農政局長	出	代理:農村振興課長 佐藤 吉信
14		小林 利典	近畿経済産業局長	出	代理:地域開発室長 滝谷 晶彰
15		谷本 光司	近畿地方整備局長	出	代理:事業調整官 藤村 正純
16		大黒 伊勢夫	近畿運輸局長	出	代理:交通企画課長 加納 陽之助
17		坂口 正芳	大阪府警察本部長	欠	
18	府議会議員	久谷 眞敬	府議会議員(維新)	出	
19		奥野 康俊	府議会議員(維新)	出	
20		宮本 一孝	府議会議員(維新)	出	
21		奥田 康司	府議会議員(維新)	出	
22		三浦 寿子	府議会議員(公明)	出	
23		杉本 武	府議会議員(公明)	欠	
24		北川 法夫	府議会議員(自民)	出	
25		柴谷 匡哉	府議会議員(民主)	出	
26	市町村の長を 代表する者	向井 通彦	大阪府市長会会長(泉南市長)	出	
27		松本 昌親	大阪府町村長会会長職務代理者	欠	
28	市町村議会の 議長を代表 する者	大久保 学	大阪府市議会議長会会長	欠	
29		福岡 邦彬	大阪府町村議会議長会会長	出	
30	大阪市長及び 大阪市の議長	橋下 徹	大阪市長	出	代理:副市長 田中 清剛
31		辻 淳子	大阪市の議長	出	

※ 委員31名中23名出席

平成24年度 第1回大阪府都市計画審議会幹事名簿

番号	職名	氏名	出欠	備考
1	都市整備部長	村上 毅	出	
2	都市整備部技監	田中 義宏	欠	
3	都市整備部次長	田中 哲哉	欠	
4	都市整備総務課長	石木 慎一	欠	
5	事業管理室長	芝池 利尚	出	
6	総合計画課長	川上 隆	出	臨時幹事:総合計画課参事 山田 俊英 臨時幹事:総合計画課参事 山城 徹也
7	市街地整備課長	磯崎 弘治	出	
8	交通道路室長	中根 慎治	※	臨時幹事:道路整備課参事 森岡 武一
9	河川室長	辰谷 義明	※	臨時幹事:河川整備課課長補佐 美馬 一浩
10	下水道室長	大屋 弘一	欠	
11	公園課長	山口 耕市	※	臨時幹事:公園課課長補佐 中谷 善信
12	港湾局長	井上 博睦	欠	
13	住宅まちづくり部長	佐野 裕俊	出	
14	住宅まちづくり部技監	横小路 敏弘	欠	
15	住宅まちづくり部理事	竹内 廣行	出	
16	住宅まちづくり部次長	岡本 富士男	欠	
17	居住企画課長	越智 正一	※	臨時幹事:居住企画課参事 中杉 重登
18	建築指導室長	田村 卓司	出	
19	住宅経営室長	岩田 恵二	欠	
20	危機管理室長	吉村 庄平	※	臨時幹事:危機管理課課長補佐 看舎 邦亮
21	企画室長	酒井 隆行	※	臨時幹事:企画室参事 三条 健二
22	市町村課長	堀井 善久	※	臨時幹事:市町村課副主査 田辺 寛
23	福祉総務課長	古川 美信	※	臨時幹事:福祉総務課副主査 山下 雄也
24	健康医療総務課長	柴田 明彦	欠	
25	環境衛生課長	桐山 晴光	欠	
26	商工労働総務課長	村上 和也	欠	
27	みどり・都市環境室長	西山 潤二	※	臨時幹事:みどり・都市環境室参事 波田 智行
28	循環型社会推進室長	矢追 武	欠	
29	環境管理室長	谷口 靖彦	欠	
30	農政室長	北宅 久友	※	臨時幹事:農政室整備課長補佐 丹後 晋哉
31	教育総務企画課長	見浪 陽一	欠	
32	施設財務課長	福本 芳次	※	臨時幹事:施設財務課課長補佐 羽柴 章司
33	文化財保護課長	荒井 大作	※	臨時幹事:文化財保護課副主査 岡田 賢
34	府警本部交通規制課長	今井 康雄	出	

※ 代理として任命した臨時幹事が出席

平成24年度 第1回大阪府都市計画審議会臨時幹事名簿

番号	職名	氏名	関連議案番号	出欠
1	島本町総合政策部長	島田 政弘	議第337号	出
2	四條畷市まちづくり部長	吐田 昭治郎	議第338号	出
3	四條畷市まちづくり部都市計画課長	山本 良弘		出
4	枚方市理事	脇田 隆男	議第339号及び議第340号	出
5	田尻町事業部長	田伏 泰久	議第341号	出
6	田尻町事業部都市政策課長	寺島 潔		出

目 次

2	議第337号 「北部大阪都市計画道路の変更」について.....	3
3	議第338号 「東部大阪都市計画道路の変更」について.....	8

2 議第337号「北部大阪都市計画道路の変更」について

【会長】（岡田憲夫君） 本審議会の会長を務めております岡田でございます。どうぞよろしく願いいたします。皆様におかれましては、本日はお忙しいところ、ご出席いただきまして、厚くお礼申し上げます。

それでは、ただ今から、平成24年度第1回大阪府都市計画審議会の議事に入ります。

今回、ご審議いただきます案件は、あらかじめ皆様方のお手元にお届けいた

しました議案書のとおり、「北部大阪都市計画道路の変更」を含みます6議案でございます。最初にご審議いただきますのは、議第337号です。

その内容について、幹事に説明をさせます。

【幹事】（川上隆君） 大阪府総合計画課長の川上です。よろしくお願いたします。議第337号「北部大阪都市計画道路の変更」と議第338号「東部大阪都市計画道路の変更」は「都市計画道路の見直し」に伴う変更案件でございます。

スクリーンをご覧ください。

まず、都市計画道路の見直しにつきましては、昨年3月に策定いたしました「都市計画道路見直しの基本方針」に基づき、路線ごとに評価を行っていますので、その方針について、簡単に、ご説明いたします。

見直しの背景といたしまして、本格的な人口減少社会の到来による将来の交通需要の減少及び公共投資の制約による都市基盤施設のより一層効率的な整備、維持に関するマネジメントの必要性が高まっています。

また、戦後復興期や高度経済成長期に数多く都市計画決定されたことから、成熟型社会の到来を迎えた今日とは、時代背景が大きく異なり、既にその意義を失っているものが多くあります。また、これらの都市計画道路には、幅員等において、現在の道路規格に適合しないものもあります。

このため、時代に適合し今後も必要な都市計画道路とそうでないものを仕分けし、整備の必要性を判断することにより、行政責任を明確にするとともに、権利制限を解除していくものであります。

具体的な見直しの流れといたしましては、基本方針に基づくフローにより各路線の評価を行うこととしております。

その中で、既に事業に着手している路線は「存続」させるものとし、未着手のものについては、必要性の評価を行います。

交通処理機能の必要性が高いものは、実現性の評価へ移行し、必要性が低いものは、市街化区域内に存するか否かで評価を分けることとしております。

今後は、原則市街化区域の拡大を抑制する方針であるため、市街化調整区域内のものは、廃止候補としておりますが、市街化区域内のものは、交通安全や防災、市街地形成、環境形成の4つの機能について評価を行った上で、必要性

が低いものは廃止候補とし、必要性が高いものは事業の実現性を評価します。

概ね30年以内に事業着手できるものは、事業の実現性が高いと評価し存続候補といたしますが、実現性が低いものは、交通安全機能や防災機能について再検討し、その必要性が著しく高い場合は存続候補とし、著しく高くない場合は廃止候補としております。

以上が「都市計画道路見直しの基本方針」の概要であります。

なお、見直しのスケジュールにつきましては、昨年度から平成25年度までの3年間の都市計画審議会でご審議していただく予定であり、今回は第2回目でございます。

それでは、議第337号「北部大阪都市計画道路の変更」について、ご説明いたします。議案書（その1）1～3ページ、資料（その1）1～3ページをご覧ください。

本案件は、島本町域における都市計画道路島本中央線ほか1路線の見直しに関するものでございます。

まず、都市計画道路島本中央線は、高槻市界から国道171号までの延長約2,460メートル、幅員12メートル、2車線で昭和37年に計画された路線でございます。

本路線は、府道西京高槻線と町道に一部重複し、平成22年の道路交通センサスの交通量は、一日当たり約3,300台で、現状で大きな混雑はなく、現状の交通容量に照らしても問題なく、また、平成17年の交通量と比較いたしましても、約8パーセント減少していることから、交通処理機能としては、将来交通量の減少傾向を考慮し、現道での交通処理が可能と考えられ、その必要性は低いものと評価しております。

本路線が、府道や町道と重複する区間については、都市計画上の2車線が既に確保されており、計画幅員に対して歩道幅員が不足いたしますが、今後、都市計画事業により拡幅することもないため事業の実現性が低く、また、新たに整備が必要となる区間についても、既に住宅地が形成されているため、市街地形成機能の必要性は低いものと考えております。このため、本路線については、全線廃止としております。

以上をフローに従って評価いたしますと、交通処理機能は、将来的にも交通

量は増加せず、現道で交通処理が可能であり、その必要性が低く、全線、市街化区域に位置しているため、市街地形成機能等の諸機能について評価した結果、一部、歩道未整備区間があるため交通安全機能の必要性はあるものの、30年以内に都市計画事業として着手見込みがないことから、事業の実現性は低いと評価しております。

このため、交通安全機能について再検討した結果、都市計画の必要性は著しく高くないと評価し、延長約2,460メートルの全線について廃止するものでございます。

次に、都市計画道路清水木半坂線は、島本町江川一丁目から東大寺二丁目までの延長約1,250メートル、幅員12メートル、2車線で昭和37年に計画された路線であります。

本路線は、府道柳谷島本線と一部重複し、平成17年と22年の道路交通センサスにおける交通量は、ともに一日当たり約1,700台で、現状の交通容量に照らしても、交通処理機能の必要性は低いものと評価しております。

また、本路線も、府道と重複する区間については、都市計画上の2車線が既に確保されており、計画幅員に対して歩道幅員が不足いたしますが、今後、都市計画事業により拡幅することもないため事業の実現性が低く、また、新たに整備が必要となる区間についても既に住宅地が形成されているため、市街地形成機能の必要性は低いものと考えております。このため、本路線についても全線廃止としております。

以上をフローに従って評価いたしますと、交通処理機能は、現道で交通処理が可能でありその必要性が低く、全線、市街化区域に位置しているため、市街地形成機能等の諸機能について評価した結果、一部、歩道未整備区間があるため交通安全機能の必要性はあるものの、30年以内に都市計画事業として着手する見込みがないことから事業の実現性は低いと評価しております。このため、交通安全機能について再検討した結果、都市計画の必要性は著しく高くないと評価し、延長約1,250メートルの全線について廃止するものでございます。

この案件につきまして、地元説明会を開催し、変更内容について説明を行いました。

また、本年8月27日に公聴会を開催し、1名の公述がありました。

さらに本年9月25日から10月9日までの2週間、都市計画法17条に基づく案の縦覧を行いましたところ、意見書の提出はございませんでした。

公聴会における公述の要旨につきましては、お配りしております「資料5」に記載しております。

公述の要旨は、次のとおりです。

1点目として、本変更について、基本的に賛成であるというものです。

その理由として、名神高速道路や国道171号が渋滞すると、西京高槻線に通過交通が流入してきて麻痺状態に近いことが度々あり、本都市計画道路が整備されると、現状以上に住宅地に通過交通が流入することが想定されるということですが、

2点目として、既存の西京高槻線や柳谷島本線は、道路幅員が非常に狭く歩道整備が一部にとどまるなど、安全な空間であるとはとても言えない。全区間歩道整備は困難だと考えているが、特に危険な場所や学校周辺などについては改善が必要である。

府道柳谷島本線のJR交差部は、JR東海道線を挟んで四差路となっており、堤防道路から非常に急なカーブであり、かつ急な勾配で下って合流しているにもかかわらず、歩道が前後で途切れ、児童の滞留スペースも少なく非常に危険な状態である。

また、幅員も狭く交互通行になっており、大型車や消防車などは、若山台の方を2キロメートル以上の大幅な迂回を強いられている。また、島本町には、東大寺水無瀬鶴ヶ池幹線以外、大型車がJRを挟んで川側から山側へ行ける道路がない状況であり、代替機能が確保されているとは言えない。

また、本件箇所を個別に改良する場合、JR東海道本線の架道橋や水無瀬川橋梁も含めて改修する必要があると考えられ、大規模な事業になるため、町単独では不可能であり、府が責任を持ってやっていただきたい。

このような箇所では、単に都市計画を廃止するだけではなく、必要な代替整備の計画を策定した上で廃止していただきたい、という意見でございます。

これらに対する大阪府の見解は、今後の人口減少に伴う社会情勢の変化を踏まえ、平成23年3月に策定した「都市計画（道路）見直しの基本方針」に基づき評価を行ったところ、将来的に交通量の増加が見込めないものの、交通安

全機能の必要性はあると考えています。

しかしながら、既に沿道に住宅が建ち並び、水無瀬川を横断する大規模構造物等により事業費が膨大となることなどから実現性が低いと評価し、廃止するものであります。

ご指摘の現道の歩道未整備区間への対応につきましては、道路管理者として地元、島本町と現道対策について調整してまいりたいと考えております。

また、市街地内の通過交通を解消するため、国道171号の機能強化に向けて、引き続き国と協議を行ってまいります。

なお、島本町域のJR東海道線を挟んだ山側と国道171号を結ぶ交通処理については、将来的に交通量の増加が見込めないことから、現道の府道柳谷島本線(府道734号)と町道東大寺水無瀬鶴ヶ池幹線(水無瀬鶴ヶ池線)で対応するものと考えており、JR東海道線の架道橋や水無瀬川橋梁を含めた大規模な改修の予定はございません。

以上が、公聴会での公述及びそれに対する大阪府の見解でございます。

説明は以上です。

【会長】（岡田憲夫君） ただ今、幹事から説明を受けました本議案につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。特にご質問がないようですので、それでは表決に入ります。

議第337号を原案どおり承認することについて、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【会長】（岡田憲夫君） ご異議がないようですので、原案どおり可決いたします。それでは次にご審議いただきますのは、議第338号です。その内容について、幹事に説明をさせます。

3 議第338号「東部大阪都市計画道路の変更」について

【幹事】（川上隆君） それでは、議第338号「東部大阪都市計画道路の変更」について、ご説明いたします。議案書の5ページ、資料の5ページをご覧ください。

本案件は、四條畷市域における都市計画道路忍ヶ丘駅前中津川線の見直しに

関するものでございます。

都市計画道路忍ヶ丘駅前中津川線は、JR片町線の忍ヶ丘駅から大東市界までの延長約1,640メートル、幅員12メートル、車線数2車線で昭和39年に計画された路線であり、JR忍ヶ丘駅から国道163号までの区間は、既に整備されておりますが、国道163号から大東市界までの延長約760メートルの区間は未整備となっております。

この未整備区間においては、2車線の旧国道170号が並行し、平成22年の道路交通センサスにおける交通量は、一日当たり約8,300台で、現状で大きな混雑はなく、現状の交通容量に照らしても問題なく、また、平成17年と交通量を比較しても約30パーセントの減少となっております。

交通処理機能といたしましては、今後の将来交通量の減少傾向を考慮し、現道での交通処理が可能と考えられ、その必要性が低く、また、本区間は市街化区域に位置しており、周辺は既に住宅地が形成されているため、市街地形成機能の必要性も低いことから、国道163号から大東市界までの区間は廃止としております。

以上をフローに従って評価いたしますと、交通処理機能は、現道で交通処理が可能であり、その必要性は低く、全区間が市街化区域に位置しているため、市街地形成機能等の諸機能について評価した結果、その必要性が低いことから、廃止としております。

これにより、忍ヶ丘駅前中津川線の変更内容については、計画延長を約1,640メートルから約880メートルに変更し、名称を忍ヶ丘駅前清瀧線に変更するものであります。

この案件につきまして、地元説明会を開催し、変更内容について説明を行いました。

また、公聴会での公述の申出及び案の縦覧に対し、意見書の提出はございませんでした。

説明は以上です。

【会長】（岡田憲夫君） ただ今、幹事から説明を受けました本議案につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。特にご質問がないようですので、表決に入ります。

議第338号を原案どおり承認することについて、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【会長】（岡田憲夫君） ご異議がないようですので、原案どおり可決いたします。